

大田市告示第80号

おおだの賑わい復活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

おおだの賑わい復活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により中止あるいは延期となった大田市の伝統行事や祭り、文化芸能や自然を活用したイベント開催を支援することにより、感染収束後の大田市の賑わいを創出し、地域活動の活性化を図ることを目的として、大田市おおだの賑わい復活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 行祭事 地域住民の生活において伝統と慣行により継承されてきた、恒例として日を定め執り行う歴史的催し・祭り、郷土芸能等をいう。
- (2) イベント 常設又は特設の会場施設において行われる博覧会、見本市、コンベンション等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 大田市の産業振興に関わる民間団体(観光協会、商工会議所、商工会、旅館組合、旅行業者、運輸機関、NPO法人等をいう。)
- (2) 上記の民間団体で構成された実施団体
- (3) その他、市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、

大田市の観光資源や地場産品の振興を図り、産業振興に寄与する行祭事及びイベント（以下「イベント等」という。）で次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止または延期を決定したイベント等
- (2) 新規開催イベント等
- (3) その他市長が特に必要と認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要する経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、感染症予防に要する経費が必ず含まれるものとする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において市長の定める額とする。

(他の補助金等との調整)

第7条 補助対象事業が、大田市の他の補助金等の対象となって補助金等の交付を受けた事業等と同一又は一体であると認められる場合には、補助金の交付は行わないものとし、既に交付の決定をしているときは、その決定を取り消すものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。